

## 国立大学法人鳴門教育大学職務発明規程

平成16年 6 月 9 日

規程第 97 号

改正 平成18年6月26日規程第39号

平成19年6月27日規程第61号

平成20年3月17日規程第44号

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人鳴門教育大学就業規則（平成16年規則第23号。以下「就業規則」という。）第47条の規定に基づき、国立大学法人鳴門教育大学（以下「本学」という。）の職員等の発明等の取扱いに関する基本的事項を定め、本学職員等の発明者としての権利を尊重し、発明等によって得た特許権等の知的財産権の管理及び活用の合理的運用を図り、もって、学術研究の振興に資するとともに、社会貢献に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

(1) 「知的財産権等」とは、次に掲げるものをいう。

イ 特許法（昭和34年法律第121号）に規定する特許権、実用新案法（昭和34年法律第123号）に規定する実用新案権、意匠法（昭和34年法律第125号）に規定する意匠権、商標法（昭和34年法律第127号）に規定する商標権、半導体集積回路の回路配置に関する法律（昭和60年法律第43号）に規定する回路配置利用権、種苗法（平成10年法律第83号）に規定する育成者権及び外国における上記各権利に相当する権利

ロ 特許法に規定する特許を受ける権利、実用新案法に規定する実用新案登録を受ける権利、意匠法に規定する意匠登録を受ける権利、商標法に規定する商標登録の出願により生じた権利、半導体集積回路の回路配置に関する法律第3条第1項に規定する回路配置利用権の設定の登録を受ける権利、種苗法第3条第1項に規定する品種登録を受ける権利及び外国における上記各権利に相当する権利

ハ 著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第10号の2に規定するプログラムの著作物及び同項同号の3に規定するデータベースの著作物（以下「プログラム等」という。）に係る著作権法第21条から第28条に規定する著作権及び外国における上記各権利に相当する権利

(2) 「発明等」とは、次に掲げるものをいう。

イ 特許法の対象となる発明

ロ 実用新案法の対象となる考案

ハ 意匠法の対象となる意匠

ニ 商標法の対象となる商標

ホ 著作権法の対象となるプログラム等

ヘ 半導体集積回路の回路配置に関する法律の対象となる半導体集積回路の回路配

## 置

### ト 種苗法の対象となる品種

(3) 「職務発明等」とは、本学職員等が、本学における教育研究活動を通して行った研究等により生じた発明等であって、かつ、当該発明等をするに至った行為が現在又は過去の職務に属する発明等である場合をいう。

(4) 「自由発明」とは、職務発明等以外の発明等をいう。

(5) 「発明者」とは、発明等を行った本学の職員等をいう。

(6) 「職員等」とは、次に掲げる者をいう。

イ 役員、教員、事務職員、パートタイム職員

ロ 学外者で、この規程に従う旨の契約をした者

ハ 学生、ポストドクター、研究生であって、教員の行う研究活動に参画し、本学と雇用契約又は研究成果に係る譲渡契約を交わしている者

(7) 出願等とは、特許出願、登録出願等の知的財産に関して法令で定められた権利保護のために必要な所定の手続きを行うことをいう。

(権利の帰属)

第3条 本学は、職務発明等に係る知的財産権の全部又は一部を承継し、これを所有するものとする。ただし、特別の事情があると大学が認める場合又は別段の定めがある場合は、発明者に帰属させることができる。

2 職員等が、他の機関に転職又は退職した後に、本学在職中の研究等に基づいて発明等を完成したときは、本学と当該職員等又は転職先機関との協議により、当該発明等に係る知的財産権の帰属を決定するものとする。

3 職員等が、本学に所属等する以前に所属していた他の機関において研究を開始し、本学在職中に職務発明等を完成させたときは、本学と当該職員等又は当該他の機関との協議により、当該発明等に係る知的財産権の帰属を決定するものとする。

(届出及び受理)

第4条 職員等は、職務発明等を行ったときは、発明等届出書（別記様式第1号）を速やかに学長に提出しなければならない。前条第2項に規定する発明等においても同様とする。

2 前項の届出書は、知的財産室（以下「知財室」という。）を受付窓口として受理する。

3 届出書は、当該発明等に係る内容を学術論文等として外部機関に提出又は公表する前に提出しなければならない。ただし、論文等の提出予定及び特許法第30条適用による事情等がある場合、発明者はその旨学長に届け出るものとする。

(職務発明等の認定及び承継の決定)

第5条 学長は、前条の規定による届出があったときは、知的財産室会議（以下「会議」という。）に対し、当該届出に係る発明等が職務発明等に該当するか否か、職務発明等の権利（以下「権利」という。）を本学が承継するか否か、及び第3条第2項の協議が必要か否か等について諮問し、その答申を経て職務発明等の認定及び権利の承継を決定するものとする。

2 学長は、前項の規定により職務発明等の認定及び権利の承継を決定したときは、書面により当該職員等に通知するものとする。

(異議の申立)

第6条 職員等は、前条第1項による職務発明等の認定及び権利の承継の決定に異議があるときは、通知を受けた日から2週間以内に書面により学長に対し、異議を申し立てることができる。

2 学長は、前項の申立があったときは、会議の意見を徴したうえで、異議申し立ての当否を決定し、書面により当該職員等に通知するものとする。

(譲渡証書の提出)

第7条 発明者は、本学が権利を承継することとなった職務発明等について、権利譲渡証書(別記様式第2号)を学長に提出しなければならない。

(自由発明の任意譲渡)

第8条 学長は、発明者から自由発明を本学に譲渡する申し出があったときは、会議の意見を徴したうえで、知的財産権を承継するか否かを決定するものとする。

2 前項の規定により本学が承継すると決定した場合の取扱については、この規程を準用する。

(出願等の手続)

第9条 学長は、第5条の規定により権利を本学が承継すると決定したときは、速やかに出願等の手続を行い適正に管理する。

2 発明者は、前項の出願等に係る手続に協力するものとする。

3 第1項の出願等に係る事務手続は、知財室において行う。

4 学長は、前項の出願等の手続が完了したときは、その旨を速やかに発明者に通知するものとする。

(譲渡等の制限)

第10条 発明者は、その発明等が職務発明等に該当するか否かの認定後で、かつ、その知的財産権を本学が承継しないと決定された後でなければ出願等し、又はその知的財産権を第三者に譲渡してはならない。

(学長への報告)

第11条 発明者は、自己の所有となった発明等を出願等又は第三者に譲渡しようとするときは、書面により学長に報告するものとする。

(外国出願の取扱)

第12条 発明者は、外国出願を希望するときは発明等の届出書にその旨を記載し、学長に申し出るものとする。

2 この規程は、外国の知的財産権を対象とする発明等に関してもこれを準用する。

(補償金の支払)

第13条 学長は、第9条の規定により職務発明等が出願又は登録されたときは、当該発明者に対し、会議の議を経て、補償金を支払うものとする。

2 学長は、本学が所有する発明等又は知的財産権の実施若しくは処分により本学が収益(収入)を得たときは、当該発明等又は知的財産権に係る発明者に対し、会議の議を経て、補償金を支払うものとする。

3 補償金の額は別に定める。

(共同発明者に対する補償)

第14条 前条の補償金は、当該補償金を受ける権利を有する発明者が複数の場合は、それぞれの持分に応じて補償金を支払うものとする。

(転職・退職又は死亡した者への補償)

第15条 前2条の補償金を受ける権利は、当該発明者が転職又は退職した後も存続するものとし、発明者が死亡したときは、その相続人が承継する。

(特例)

第16条 知的財産関係の法令や大学と他者との契約により規定されているもの、並びに学外との受託研究及び共同研究で別段の定めを設けているものにおける知的財産の取扱については、この規程に定めるものを適用しないことができる。

(秘密の保持)

第17条 職員等は、職務発明等に関して、その内容並びに本学及び職員等の利害関係のある事項が秘密とされている間は、これを他に漏らしてはならない。職員等でなくなった後も、同様とする。

(細則)

第18条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この規程は、平成16年6月9日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年6月26日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年6月27日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

国立大学法人鳴門教育大学長 殿

所 属  
氏 名

## 発 明 等 の 届 出 書

下記の発明等（国立大学法人鳴門教育大学職務発明規程第2条に規定するところによる。）について、国立大学法人鳴門教育大学職務発明規程第4条の規定に基づき届け出します。

### 記

1. 発明等の名称：
  
2. 発明等の概要と特徴（論文原稿又は出願明細書原稿があれば添付して下さい。）
  - a. 課題・目的
  
  - b. 構成（技術内容）
  
  - c. 作用・効果
  
  - d. 研究の進捗状況（現時点での研究段階等及び今後の方針）
  
3. 発明者（代表者から順に記載）
  - a. 所属・職位（教授，院生等の身分）
  
  - b. 現住所・郵便番号
  
  - c. 住民登録の住所・郵便番号
  
  - d. 電話・FAX
  
  - e. Eメールアドレス
  
4. 出願人として本学以外に予定している者又は技術移転先（予定している者があれば記載して下さい。）

- a. 住所，氏名及び関係
  - b. 秘密保持義務の有無
  - c. 研究成果の帰属の規程の有無
  - d. 契約書，覚書等があれば写しを添付して下さい。
5. 学会等での発表経過，予定等（複数の場合，順次列記）
- a. 学会の名称
  - b. 発表日・予定日・場所
  - c. 原稿提出日
  - d. 刊行物・予稿集の発行日と頒布日
  - e. 学会への新規性喪失の例外規定適用申請手続きの有無
  - f. 発表又は投稿済又は予定の原稿を添付して下さい。
6. 外国出願希望の有無とその理由及び出願希望国

7. ヒアリング対応可能な日時： 令和 年 月 日 時～

※ 発明届出後，1週間以内の日時を指定して下さい。帰属決定の審議日程作成資料となります。

8. 発明等に使用した研究費

使用した研究経費	発明に要した金額	使用年度
コース等経費		
寄附金		
共同研究費 (共同者：)		
受託研究費 (委託元：)		
科学研究費補助金 ( )		
その他 ( )		
合計		

9. 使用した研究施設及び設備

10. 権利の帰属に関する代表発明者の所見

11. 発明者の持ち分比率

発 明 者		氏 名	持分割合
本学に権利譲渡する者	代表発明者		%
	共同発明者		%
			%
			%

\* 持分割合は、本学に権利譲渡する者の全体の割合を100とした場合の各発明者の持分割合（%）を記入下さい。

12. 権利者等の持ち分比率

権利者（出願者）	権利持分
鳴門教育大学	%
A 社	%
B 社	%

13. 他の機関に在職中の研究内容等

機 関 名	研究内容及び発明等との関係	在職期間



別記様式第2号（第7条関係）

譲受人

国立大学法人鳴門教育大学長 殿

## 権利譲渡証書

下記譲渡人は、国立大学法人鳴門教育大学職務発明規程第7条の規定に基づき、下記に記載する発明等についての日本及び諸外国で特許権・実用新案権・意匠権・その他の知的財産権の登録を受ける権利、並びにそれにより取得される知的財産権を国立大学法人鳴門教育大学に譲渡したことに相違ありません。

現住所 所属	令和 年 月 日 氏名 印
現住所 所属	令和 年 月 日 氏名 印
現住所 所属	令和 年 月 日 氏名 印
現住所 所属	令和 年 月 日 氏名 印
現住所 所属	令和 年 月 日 氏名 印

1. 発明等（国立大学法人鳴門教育大学職務発明規程第2条の定義による。）の名称

2. 職務発明等の届出日

届出日 令和 年 月 日

3. 持分割合

発明者氏名	持分割合
	%
	%
	%
	%